

No. 190
2024. 11. 01

- 前年度決算を認定
令和5年度決算審査
- 20者を町表彰者として選考
9月定例会のあらまし
- ここが知りたい!
一般質問

かにえ

議会だより



町の木 キンモクセイ

昭和52年12月「町の木」に制定。
モクセイ科の常緑小高木で、秋の訪れとともに
山吹色の可憐な小花がいっせいに群れ咲き、
甘い芳香を放つ。

健全財政を堅持

各会計決算総括表

(単位:円)

会 計 名			歳入決算額	歳出決算額	差引残額
一般会計			13,006,322,338	12,432,132,630	574,189,708
特別会計	国民健康保険事業		3,249,785,996	3,202,035,240	47,750,756
	土地取得		165,769,579	165,769,579	0
	介護保険管理		2,874,658,937	2,800,761,427	73,897,510
	コミュニティ・プラント事業		13,682,954	12,596,606	1,086,348
	後期高齢者医療保険事業		1,014,399,540	1,006,498,332	7,901,208
一般会計・特別会計 合計			20,324,619,344	19,619,793,814	704,825,530
企業会計	水道事業	収益的収支	769,430,579	684,779,484	84,651,095
		資本的収支	157,154,591	441,152,774	(※1)▲283,998,183
	下水道事業	収益的収支	670,830,255	559,526,935	111,303,320
		資本的収支	770,133,800	994,651,057	(※2)▲224,517,257

※1 資本的収入額が資本的支出額に不足する額は、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、建設改良積立金で補てんした。

※2 資本的収入額が資本的支出額に不足する額は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び引継金で補てんした。

監査委員による一般会計・特別会計の決算審査意見書(抜粋)

的確な予算配分、事業執行を



山本隆彦代表監査委員

令和5年度一般会計と特別会計の歳入歳出差引額は7億482万5530円となり、そのうち、行政の基盤をなす一般会計の実質収支額は5億3452万4708円の黒字であった。

主要な財源である町税の収入未済額は7278万3944円(徴収率98.6%)で、前年度に比べて61万8971円減少したが、国民健康保険税の収入未済額は8996万3121円(徴収率88.4%)で、前年度に比べて225万7198円減少となった。前年同様、滞納整理事務が順調に行われており、今後も引き続き税の

徴収の公平性を保つためにも税の回収を適正に行うことを望む。

歳出については、国の地方創生臨時交付金を活用し、上水道事業補助事業、プレミアム商品券発行支援事業等、物価高騰から町民生活を守る施策を実行するとともに南駅前線整備事業、新市街地整備事業、図書館空調改修事業等を遂行し、所期の目的を達成しており、的確に執行されていると認められる。各施策事業には、まち・ひと・しごと創生事業として予算配分され、創生総合戦略の基本理念に基づき的確に執行されていると認められる。

国では働き方改革を進めており、職員の健康管理の面において時間外勤務や有給休暇の管理を的確に行い、特定の者に過重な負担にならないように職場環境の整備を行ってほしい。

最後に、今後の行政運営にあたり、合理的でより良い行政サービスの提供を念頭に置き、的確な予算配分、事業執行をお願いしたい。

行政の基盤 一般会計 実質収支 5億 3452 万 4708 円の黒字

令和5年度決算

9月定例会議案

常任委員会の審査

一般質問

決算認定議決結果

※議長は採決に加わりません

認定番号	議案名	認定結果		反対者
第1号	令和5年度蟹江町一般会計歳入歳出決算認定について	賛成多数	認定	板倉
第2号	令和5年度蟹江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	賛成多数	認定	板倉
第3号	令和5年度蟹江町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について	全員賛成	認定	—
第4号	令和5年度蟹江町介護保険管理特別会計歳入歳出決算認定について	賛成多数	認定	板倉
第5号	令和5年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出決算認定について	全員賛成	認定	—
第6号	令和5年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	賛成多数	認定	板倉
第7号	令和5年度蟹江町水道事業会計の利益処分及び決算認定について	賛成多数	認定	板倉
第8号	令和5年度蟹江町下水道事業会計の利益処分及び決算認定について	全員賛成	認定	—

討論

賛否が分かれた議案について、本会議で「賛成」「反対」の討論を行いました。

【認定第1号 一般会計】



福祉医療・子育てなどの分野で更なる拡充が必要であり、総合的に見ても**町民の暮らしへの応援が足りない**と考え、反対する。

物価高騰に対応するための事業をはじめ、町長を先頭に職員全員が一丸となって知恵を絞り、**健全な財政運営が行われた結果であり、所期の目的は達成された**と考え、賛成する。



【認定第4号 介護保険管理特別会計】



介護保険料の引き下げや利用料の減免を充実させていくことが必要であると考え、反対する。

引き続き、**家族なども含めた適切な支援、健全な制度運営**を行うことを要望し、賛成する。



【認定第6号 後期高齢者医療保険事業特別会計】



年齢による医療差別制度であるこの制度にそもそも反対であるため、反対する。

今後も愛知県後期高齢者医療広域連合と連携しながら**健全な保険制度の運営を要望**し、賛成する。



【認定第2号 国民健康保険事業特別会計】



基金を取り崩すこともない状況が続いているが、県単位化で**ここまでの基金は必要ない**ため、反対する。

給付と負担の公平性を図るとともに、収納率の向上により一層努力されるよう要望し、賛成する。



【認定第7号 水道事業会計】



格差社会の今こそ**水道料金、基本料金の使用水量を含めた見直しをするべき**であると考え、反対する。

住民の生活を守るライフラインとして、**災害に強く安心安全な水道水の供給推進**を要望し、賛成する。



9月

定例会の
あらまし

9/3～9/24

町政功労者・町功労者・一般表彰

20者を被表彰者として選考

可決した議案

総務民生常任委員会付託

同意	第2号	蟹江町教育委員会教育長の任命について	服部英生（はっとりひでお）氏が令和6年9月30日をもって任期満了となるため、再任することに同意 任期は令和6年10月1日から令和9年9月30日まで
	第3号	蟹江町教育委員会委員の任命について	森田欣一（もりたきんいち）氏が令和6年9月30日をもって任期満了となるため、再任することに同意 任期は令和6年10月1日から令和10年9月30日まで
	第4号	蟹江町教育委員会委員の任命について	太田文安氏が令和6年9月30日をもって任期満了となるため、伊藤和香菜（いとうわかな）氏を次期委員に任命することに同意 任期は令和6年10月1日から令和10年9月30日まで
議案	第43号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	佐藤紀美代（さとうきみよ）氏が令和7年3月31日をもって任期満了となるため、再任として推薦することに賛成 任期は令和7年4月1日から令和10年3月31日まで
	第44号	表彰について	多年にわたり町の発展に貢献された方や多額の寄付をされた方などを表彰する「町表彰」の選考に賛成 ・町政功労者表彰 1者 ・町功労者表彰 3者 ・一般表彰 16者 - 非常勤特別職等多年在職 4者 - 勤続25年以上 3者 - 社会事業 2者 - 地方民生 1者 - 運輸交通 2者 - 寄付 4者
	第45号	蟹江町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	児童手当法が一部改正され、特例給付の撤廃などに伴い条例改正
	第46号	蟹江町国民健康保険条例の一部改正について	被保険者証の廃止に伴う条例改正
	第47号	令和6年度蟹江町一般会計補正予算（第5号）	6697万7千円の増額補正（総額129億2979万1千円）
	第48号	令和6年度蟹江町一般会計補正予算（第6号）	2238万2千円の増額補正（総額129億5217万3千円）
	第49号	令和6年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	836万7千円の増額補正（総額35億8281万3千円）
	第50号	令和6年度蟹江町土地取得特別会計補正予算（第1号）	2135万円の減額補正（総額4億5737万8千円）
	第51号	令和6年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第2号）	9730万8千円の増額補正（総額31億5080万3千円）
	第52号	令和6年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計補正予算（第1号）	108万6千円の増額補正（総額1575万6千円）
	第53号	令和6年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）	4498万8千円の増額補正（総額10億9847万6千円）

番 号	件 名	主 な 内 容
第 54 号	教科書改訂による教師用教科書・指導書・教材購入契約の締結の追認について	本来議会の議決を経て契約すべきところ、議会の議決を経ずに令和6年度に契約締結した左記3件の追認 ※予定価格が700万円以上の動産の購入契約の締結には議会の議決を得る必要があります。
第 55 号	教科書改訂による教師用教科書・指導書・教材購入契約の締結の追認について	
第 56 号	給食用食器購入契約の締結の追認について	
第 57 号	教科書改訂による教師用教科書・指導書・教材購入契約の締結の追認について	本来議会の議決を経て契約すべきところ、議会の議決を経ずに令和3年度に契約締結した左記の追認 ※予定価格が700万円以上の動産の購入契約の締結には議会の議決を得る必要があります。
第 58 号	蟹江町庁舎施設備品購入契約の締結の追認について	本来議会の議決を経て契約すべきところ、議会の議決を経ずに令和2年度に契約締結した左記3件の追認 ※予定価格が700万円以上の動産の購入契約の締結には議会の議決を得る必要があります。
第 59 号	教科書改訂による教師用教科書・指導書・教材購入契約の締結の追認について	
第 60 号	教科書改訂による教師用教科書・指導書・教材購入契約の締結の追認について	
議員発議 第 2 号	義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の提出について	左記2件の意見書を国宛てに提出 ※蟹江町議会では全会一致で採択したものを提出することになっています。
第 3 号	国の私学助成の拡充に関する意見書の提出について	

※会議の様子の全文記録(会議録)は令和6年12月下旬ごろに町議会ホームページに掲載する予定です。

一般会計補正予算の主な内容

どのような事業に使われたのかをご紹介します。

(議案第47号)

低所得世帯支援給付金事業

3236万円 (新非課税世帯・こども加算分)

3461万7千円 (新均等割のみ課税世帯・こども加算分)

物価高騰の影響を大きく受けている低所得世帯および低所得子育て世帯に対して、1世帯あたり10万円および同一世帯の18歳以下の児童1人あたり5万円を給付



(議案第48号)

温泉通り線道路改修詳細設計委託 1800万円

今年度、上下水道事業による管路布設工事が施工されている町道温泉通り線について、来年度に予定している復旧工事の準備段階として、車道、歩道および植栽などの改修のための設計を実施



賛否が分かれた議案の審議結果 (○:賛成、×:反対 議長は採決に加わりません)

議案番号	会 派 名 件 名	公明党	立憲民主党	日本共産党	新風					新政会		新生 クラブ			無党派	議決結果
		山岸美登利	飯田雅広	板倉浩幸	志治市義	石原裕介	水野智見	安藤洋一	佐藤茂	三浦知将	吉田正昭	加藤裕子	富田さとみ	伊藤俊一	多田陽子	
第 46 号	蟹江町国民健康保険条例の一部改正について	○	○	×	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	可決

討論

賛否が分かれた議案について、本会議で「賛成」「反対」の討論を行いました。

【議案第46号 国民健康保険条例の一部改正】

マイナンバーカードへの不安や疑問がある状況で保険証を廃止することは、大きく混乱をきたすことになる。

せめて現行の健康保険証を残すべきであり、反対する。

反

板倉

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律により、国民健康保険法の一部が改正されたことに伴い必要な改正であり、賛成する。

賛

安藤

総務民生常任委員会の審査

9月議会で上程された議案のうち、3案件が総務民生常任委員会に付託され、9月6日に開催された委員会で審査を行いました。その一部をお届けします。

表彰について（全員賛成）

問 規定では、町議会議員は在職期間8年以上で表彰され、在職期間12年以上で終身「蟹江町政功労者」になるが、違いは何か。

総務課長

終身顕彰は一般表彰より上位の表彰という位置づけである。

終身顕彰者の待遇方法として、町の表彰式、記念式、追悼式典等の重要式典行事に招待して臨場を仰ぐと蟹江町政功労者表彰及び礼遇に関する規程で定めている。

問 寄付された災害用ベンチはどこに設置されているのか。また、どのように使用するのか。

総務課長

蟹江町産業文化会館の東にある中央児童公園に設置しており、ベンチの中に救助工具セットと担架が入っている。有事の際には道具や工具を活用していただきたい。

問 黒川紀章氏顕彰碑について大々的に宣伝するなどの考えはあるか。

総務部長

寄付を受けた時に新聞や町広報に掲載して周知を図った。図書館などへの来訪者には見てもらえる形になっており、今後、状況も勘案しながら考えていく。

蟹江町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について（全員賛成）

問 児童手当の支給回数が3回から6回になったが、10月から条例が適用されるといつから支給になるのか。

こども福祉課長

前月2カ月分を翌月に支給するため、改正後の第1回目は令和6年12月に10月、11月分を支給する。

問 改正後の多子加算の算定方法のただし書き中、「監護相当かつ生計費負担をしている児童に限る」について、わかりやすく説明せよ。また、これは自己申告か。

こども福祉課長

監護相当とは、例えば、離れて大学で暮らしている場合でも定期的な連絡、面会などをしていれば監護相当と考えられる。生計費の負担については、家賃の補助をしていたり、学費を払っているのであれば生計費の負担をしていると捉えられる。また、申告には確認書の様式があり、保護者に記入してもらう。その他特に確認が必要な場合は、仕送りや確認できる通帳の写しなどの提出を求めることになる。

問 働いている子で、親が援助している場合は支給対象か。

こども福祉課長

児童手当に関しては広く支給する方向であり、働いている子でも、例えば同居の場合、同じご飯を食べていれば食費の負担は親がしていると捉え、支給することになると考える。

蟹江町国民健康保険条例の一部改正について（賛成多数）

問 罰則規定について、実際に罰則を科された者はいるか。

保険医療課長

条例上では規定されているが、現実には過料を科したということはない。しかし、罰則規定がないことには強制力がないため、必要な規定である。

議会だより第189号の訂正とお詫び

令和6年8月1日に発行いたしました、議会だより第189号に以下の誤りがありました。

◆2ページ「5月臨時会議案」 議案第28号の主な内容について

（正）地方税法等の改正に伴う規定の整備 （誤）国民健康保険税課税限度額および低所得世帯に対する軽減判定基準を見直し

◆10ページ「一般質問」 山岸議員上段2問目の安心安全課長答弁内容について

（正）森吉通運株式会社 （誤）森吉運輸株式会社

読者および関係者の皆さまには大変ご迷惑をおかけしました。深くお詫び申し上げます。

ここが知りたい！ 一般質問

9人の議員が質問

ページ	議員名(会派)	質問事項
8	飯田雅広（立憲民主党）	所有者不明の土地や家屋の対策について
	富田さとみ（新生クラブ）	選挙をより身近に
9	加藤裕子（新生クラブ）	町民が安心して暮らせる町となるために
		蟹江町の魅力を発信しよう！
10	志治市義（新風）	人口減少とそれに対する地域活性化について
	三浦知将（新政会）	安心・安全なまちに住み続けられるように
11	板倉浩幸（日本共産党）	現行の健康保険証は使えなくなるのか
		来年の被爆80年に向けて
12	多田陽子（無会派）	栄養面から考える給食
	安藤洋一（新風）	どうする！どうなる！温泉通りの桜並木
13	山岸美登利（公明党）	子ども・若者支援について
		認知症施策の充実について

※ページ構成の都合上、一般質問当日と順番が異なります。

各議員のページの二次元コードを読み取ると一般質問の様子を動画でご覧いただけます。

所有者不明の土地や家屋の対策について

答／令和6年4月1日から相続登記が義務化



いいだ まさひろ
飯田雅広
(立憲民主党)

①制度の内容は。
②施行以前の相続にも適用されるが、その周知は。
③期限内に手続きができない場合は。

問 所有者不明の土地や家屋が社会問題となっており、相続登記が義務化されたが、

①制度の内容は。
②施行以前の相続にも適用されるが、その周知は。
③期限内に手続きができない場合は。

次長兼税務課長

①所有者不明土地等の解消を図るため、令和6年4月1日から、不動産の所有者が亡

くなった場合の相続登記の申請が義務化された。相続人は、その「所有権を取得したことを知った日」から3年以内に、相続登記を申請しなければならない。これは、令和6年4月1日より前の相続も対象となる。

②固定資産税の納税通知書にチラシを同封したり、町広報紙やホームページへの掲載を行っている。また、死亡届が提出された際に住民課から配付される案内文書にも相続登記の義務化に関するチラシのコピーを添付している。

③正当な理由なく相続登記の申請をしなかった場合、10万円以下の過料が科せられる可能性がある。

問 相続手続きの手間や労力を軽減するための戸籍証明書等の広域交付制度はどのようなものか。また、法定相続情報証明制度(※)の周知は行っているか。

住民課長

広域交付制度は、本籍地以外の市区町村の窓口でも、コンピューター化されていない一部の戸籍・除籍を除いた戸籍証明書・除籍証明書を請求できる制度である。

法定相続情報証明制度については現在周知を行っていないが、亡くなられた方の主な手続きについての案内や町ホームページでの制度案内に追加していきたいと考えている。

※ 法定相続情報証明制度とは

相続人から相続関係を一覧に表した法定相続情報一覧図と戸除籍謄本等の束を登記所に提出し、一覧図の内容が民法に定められた相続関係と合致していることを登記官が確認した上で、その一覧図に認証文を付した写しを無料で交付する制度。

相続登記や金融機関などの様々な相続関係手続きで、戸除籍謄本等の束の代わり



に利用することができます。
法務省ホームページ参考
https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html#anker1

投票率アップへ

答／投票機会の充実と投票環境の向上を図る



とみた
富田さとみ
(新生クラブ)

問 当町の投票率は、他市町村と比べ決して高くない。特に若い世代の低さは群を抜く状況。対策・対応は。

総務課長

「はたちの集い」で選挙に関する啓発物品の配付を行っている。また、次回の選挙からマイナンバーカードを利用した「ぴったりサービス」を活用し、不在者投票の申請を可能にする

ことで、投票機会の充実と投票環境の向上を図る。

問 9カ所の投票所体制が整ってから約50年。増減を含めた見直しや移動投票所・共通投票所の開設で投票の機会を増やす検討は。

総務課長

効率的な選挙執行管理の観点から投票所の改廃について検討を行うことも必要になってくると思われる一

方で、民主主義の基礎である選挙人の投票機会を広く確保することも極めて重要である。それらの両面から考慮する必要があり、現段階では具体的な投票区の再編などの検討には至っていない。

また、移動投票所や共通投票所については、二重投票の防止のためにシステムを構築するなど、様々な対策が必要となることに加え、比較的町域がコンパクトな当町においてどれだけのニーズがあるかなどを総合的に考えていく必要があり、現段階では開設の予定はない。

問 将来を担う子ども達に、投票の大切さを知る体験と教育を。

教育課長

小学校の児童会選挙、中学校の生徒会選挙およびその活動が一番の主権者教育であると考えている。

また、今年度小学6年生児童が議場見学を行い、「教科書に載っていないことが分かった」、「蟹江町の未来について関心が高まった」などの感想があり、議会をより身近なものに感じてもらった。

町民が安心して暮らせる町となるために

答／平時から、地域との繋がりや地域の人々の結びつきが重要



かとう ゆうこ
加藤裕子
(新生クラブ)

問 防災の観点から、公式LINEの導入についてどのように考えているか。

安心安全課長

日本で利用されているSNSの中でも普及率が高く、迅速な情報伝達ができることから、災害時はもちろん平時の情報伝達手段として有効であると認識している。先進地の運用事例を参考に研究していきたい。

問 仮設住宅を設置する場合のスペース確保はされているか。

次長兼まちづくり推進課長

用地の広い日光川ウォーターパーク、学戸公園は消防や警察、自衛隊などの防災活動拠点としているため、候補地からは除外しているが、町内の泉緑地を始め11カ所の公園・施設に330戸の仮設住宅を予定している。

問 ケアが必要な児童などに対して災害対応はされているか。

こども福祉課長

病後児保育や各保育施設においては、災害時に避難をするときパニックにならないよう、特に気を付ける点などを児童の個人記録の中に記載している。また、対応について保育士間で共有するようにし、毎月の避難訓練でもそのような想定で行っている。



新蟹江北保育所での避難訓練の様子

問 発災後の二次避難先とする市町と提携は進んでいるか。

安心安全課長

「愛知県西尾張市町村の災害対応に関する相互応援協定」を締結しており、西尾張地区で相互に協力できる被害状況であった場合には、広域避難などの連携をする。県のマッチングにより岩倉市との連携を進めている。

蟹江町の魅力を発信しよう

答／転入促進のため、各種施策に取り組んでいる



問 人口増加を見込むための取り組みは。

政策推進課長

「第2期蟹江町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を重点戦略に位置付け、各種施策に取り組んでいる。そのうち、政策推進課では、転入促進に取り組んでおり、転入促進ガイドブックの作成・配布や転入を促進することに特化したウェブサイトの構築を行い、当町の暮らしやすい魅力を発信している。

問 空き家バンクはどのように利活用されているか。

次長兼まちづくり推進課長

空き家の売買や賃貸を希望する所有者が、宅地建物取引業に従事している空き家マイスターに相談し、空き家マイスターが地元密着で買い手・借り手を探すことに加えて、広域的に買い手や借り手を探すため、空き家バンクに情報を掲載するという形で運用している。

問 蟹江川水辺スポットを発展させるような取り組みはあるか。

ふるさと振興課長

例年、観光協会が主催する「鵜飼イベント」を実施している。これまでの検討状況を踏まえると新たなイベントの実施は難しいが、まちの特色を活かしたイベントが実施できるよう、引き続き、観光協会や商工会などの関係機関と連携を図りながら、誘客に向けた検討・協議を重ねていく。

問 魅力を発信することで島留学のような国内留学のできる町にするのはどうか。

政策推進課長

国内留学を進めるためには、他地域から人を引き付けるようなその地域ならではの強み、その地域に來たくなるような学びや体験ができる必要があると考える。当町は、田園風景など穏やかな部分がありつつも名古屋に近くて便利なおともバランスのよいまちであるが、海や山などの美しい自然環境や漁業体験ができるなどの特色ある地域ではないため難しい。

人口減少時代の町活性化について問う

答／町民と協働まちづくりをしていきたい



しじ いちよし
志治市義
(新風)

問 町外から積極的に人を呼び込むための施策は。

ふるさと振興課長

マスメディアやSNSといった様々な情報発信手段を適切に選択するとともに、「目標とする顧客に届く」、「触れた人が行きたくなる」ような情報発信を行う。

本年度は、11月11日(月)から17日(日)まで、名古屋市「栄」地下街において、アンテナショップを開設する。

問 当町は2030年の人口目標を3.8万人としているが、これに近づける取り組みは。

政策推進課長

第5次蟹江町総合計画で「第2期蟹江町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を重点戦略と位置付け、毎年度、各施策ごとに進捗状況の確認と効果の検証を実施している。

問 町外からの当町支援者を増やす方策は。

副町長

いきなり町外の人材を地域づくりに参加してもらうような取り組みは困難なため、蟹江に関心をもつ蟹江ファン、蟹江を訪れるリピーターを増やすところから取り組む。様々な取り組みの中から関係人口(※)に結び付きそうなものを見いだしていきたい。

※関係人口とは

移住にまでは結びつかないが、その地域に魅力を感じ、発展に寄与しようと継続的に多様な形で関わる人

問 今後人口は減少するが、町活性化への考えは。

町長

いろいろなところと協定・交流を結び、視野を広げていきたい。アメリカのイリノイ州マリオン市とも姉妹都市提携を結び、国際化に向けて着々と進展している。当町には多くの外国人労働者もあり、特定技能実習生の対応窓口も担っていければと思う。

また、町民自身に蟹江町の良さをしっかりわかってもらえるような情報発信をこれからも継続し、協働まちづくりをしていきたい。

道路から安全・安心なまちづくりを求む

答／ハード対策だけでなくソフト対策も重要



みうら ともゆき
三浦知将
(新政会)

問 蟹江中学校前の踏切についての対策はどうか。

土木農政課長

当町と近畿日本鉄道株式会社で以下5つの対策を行い、安全な通行を確保している。

- ①踏切舗装改修工事
- ②踏切内の白線等の引き直し
- ③看板の設置
- ④全方位型警報機の設置
- ⑤「賢い踏切」化の実施

問 近鉄蟹江駅周辺の交通渋滞を緩和するための対策はどうか。

土木農政課長

都市計画道路七宝蟹江線(町道東郊線)の立体交差化が考えられるが、現時点では事業化は困難で、路上駐車などの対策に努めている。

問 町道近鉄蟹江駅前線(一番街通り)の安全対策として町はどのように考えているか。

土木農政課長

沿線の店舗などの前に路上駐車していると苦情を受けた場合は、該当店舗などに改善するよう直接話をしている。沿線の土地利用の状況を考慮しながら、ポストコーンを設置するなど物理的に駐車できないような安全対策を検討していきたい。

問 都市計画道路南駅前線や南駅前広場の完成イメージ図はあるのか。

次長兼まちづくり推進課長

詳細設計を令和4年度に行い、現在は関係機関と最終協議を行っているものの、設計図はほぼ完成している。最終協議終了後には、イメージ図の作成を進めていきたい。

南駅前線は、幅員18mの片側1車の2車線道路で、町内で初めてとなる自転車通行帯を両側に整備することを予定している。

現行の健康保険証は使えなくなるのか

答／資格確認書が現在の被保険者証と同じように使用できる



いたくら ひろゆき
板倉浩幸
(日本共産党)

問 現行の健康保険証について、

①今年12月2日から発行されなくなるが、今の保険証は使えなくなるのか。

②有効期限以降はマイナ保険証でないと受診できなくなるのか。

③資格確認書はいつ送られてくるのか。

④マイナ保険証を持っていると資格確認書はもらえないのか。

⑤資格確認書がほしい場合はどうするのか。

保険医療課長

①令和6年12月1日までに発行済みの被保険者証（以下、保険証）は、令和7年12月1日までの間で医療保険者が定める有効期限まで使用することができる。

蟹江町国民健康保険、後期高齢者医療制度は、令和7年7月31日までが有効期限である。

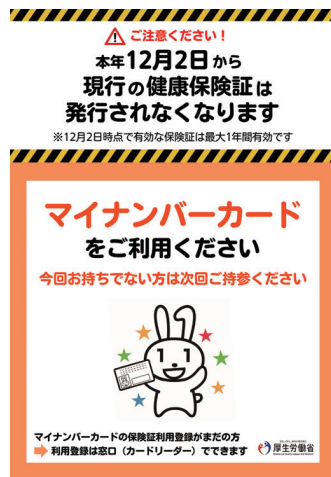
②基本的にはマイナ保険証による受診となる。マイナ保険証を保有しない方で、令和6年12月2日以降に被保険者になられる方、または、保険証を紛失した方には、現在の保険証と同じように使用できる「資格確認書」を交付する。

③蟹江町国民健康保険、後期高齢者医療制度は令和7年7月発送を予定している。

④マイナ保険証利用者に、資格確認書を交付することはできない。

⑤資格確認書がほしい場合は、加入する医療保険者にマイナ保険証の利用登録の解除を申請し、資格確認書の交付が受けられるよう準備を進めている。

社会保険や共済保険などにご加入の方は、この答弁内容と異なる点もあります。各医療保険者（お使いの保険証の発行元）にご確認ください。



厚生労働省ホームページより

https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16745.html

被爆80年に向けての平和事業を

答／「戦後80周年の企画」を開催したい

問 今年度の平和祈念事業ですが、

①広島平和記念式典中学生派遣事業での平和教育をどう考えているのか。

②原爆パネル展の展示が昨年と変わった点は。

③平和リレートークを再び開催したがどのような内容だったのか。

教育課長

①参加した生徒が実際に見聞した戦争の悲惨さを体験し、それを体験談として生徒たちの言葉で伝えることは、大変意味深いものであると考える。

政策推進課長

もとまち

②今年度から広島市立基町高等学校の生徒と被爆体験証言者との共同制作による「原爆の絵」を展示した。また、昨年に引き続き、広島平和記念式典中学生派遣事業の過去の報告書も配架し、どなたでもご覧いただけるようにした。



原爆ドーム



高校生による原爆の絵



式典入口

③平和リレートークは、平和祈念音楽会、戦争体験者講話、広島平和記念式典中学生派遣事業報告会の3部で構成されている。リレー形式により実施することで、世代を越えて、町民の皆様に平和について考える機会を提供できたと考える。

問 来年の被爆80周年を迎えるにあたり、当町の平和推進事業として何か計画をしているのか。

政策推進課長

これまでも行ってきた広島平和記念式典への参列をメインプログラムとして、原爆パネル展、平和リレートークを継続する。また、被爆者の方による被爆体験講話にも引き続き取り組んでいく。

町民の皆様に戦争の悲惨さと命の大切さについて考える機会を、そして後世に戦争の記憶を引き継いでいくために、「戦後80周年の企画」を歴史民俗資料館と協力して開催したいと考えている。

栄養面から考える給食

答／多様な食材を献立でバランスよく使用



ただ よこ
多田陽子
(無党派)

問 休校などで使用されなかった材料の取り扱いは。

給食センター所長

計画的に給食を中止する場合は、献立の変更を行うなど、できるだけ食材を廃棄しないように調整している。また、急遽一部を中止とする場合は、可能であれば発注取り消しをするが、食材が届いてしまう場合は、他の学校や学級に配分して少し多めに食べてもらうようにしている。食べきれないような場合は、廃棄処分、堆肥リサイクルを行っている。

問 給食のラーメンの麺が提供されないことがあった。欠食は熱中症にもつながるが、その後対策はとれているか。

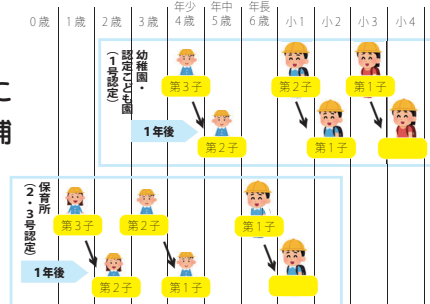
給食センター所長

令和5年3月に給食用の備蓄食材として、アレルギーにも配慮した少し口にする程度の「ようかん」を1回分のみ各学校に配備した。今後は予算的な検討もしながら、充実していきたいと考えている。

問 日本人の98%に不足しているビタミンDについての認識は。

給食センター所長

学校給食摂取基準の項目には、ビタミンDが含まれない。摂取基準は、各年齢で過不足に留意が必要な栄養素について示されている。多様な食材を献立でバランスよく使用することで、ビタミンDを含む摂取基準の定めのない栄養素についても充足できると考えている。



問 保育所給食における、副食費補助対象の第三子のカウント方法の見直しを求める。

こども福祉課長

国の制度として基準が定められている。

町長

蟹江町で育ててよかったなと感覚が持てるよう、改めてしっかりやっていきたい。

どうする!どうなる!温泉通りの桜並木

答／将来に向かって新たな景観づくりを進める



あんどう よういち
安藤洋一
(新風)

路管理者である産業建設部の復旧方針を踏まえる必要があるため、調整しているところである。

②埋設管や路面の状況など、総合的な調整が必要のため、現段階ではいつ、どのように施工するかを公表できる状況ではない。

問 温泉通り東側の桜が軒並み伐採されている。

①伐採した事について詳しい説明を求む。

問 温泉通りで下水道工事が行われている。

①この工事の概要、状況、復旧計画を述べよ。

②温泉通りの西側はどのような工期・工程か。

下水道課長

①開削工事と推進工事を行っている。今年度中に施工を完了する路面の舗装は仮復旧し、来年度に本復旧を施工する予定である。道路

②工事終了後の街路樹の復旧計画を述べよ。

次長兼まちづくり推進課長

①今年度の下水道管布設工事に伴う水道管移設工事において、桜の根が伸長している歩道に根を切ったうえで水道管が埋設される。専門業者から、根の一部が切り取られた際の倒木の可能性を否定できない旨の回答があったため、倒木による事故防止のため、暫定的に伐採した。

②伐採した桜の根を除去し、予算の許す範囲で植え替えを進めたい。



伐採された桜の木

問 温泉通りの街並みの景観をどう考えるか。

次長兼まちづくり推進課長

このタイミングで路線全体の老朽化した桜を伐採し、将来に向かって新たな景観づくりを進めたい。また、来年度以降計画している歩道の改修工事とあわせて順次植え替えをしていきたい。今までのような景観となるには時間が必要であるが、植え替えを進めることで、次世代へつないでいきたい。

こども誰でも通園制度の実施予定は

答／蟹江保育所で実施する



やまぎし みどり
山岸美登利
(公明党)

問 令和8年に全国展開となるこども誰でも通園制度はどこで実施する予定か。

こども福祉課長

公立では蟹江保育所で実施し、私立では、蟹江幼稚園とはばたき幼稚園に実施の意向がある。



蟹江保育所

こども家庭課長

現在、認知度向上に向けた取り組みは実施していないが、可能な取り組みを慎重に精査していく。また、現在困難な状況を抱えている家庭を、すでに支援している他部署や関係機関とも密接に連携を取りながら、今後の支援策に結び付けていきたい。

問 当事者本人や家族に自覚を促すための効果的な取り組みは。

こども家庭課長

町広報、ホームページなど既存のツールを活用し、発信することで、ヤングケアラーを正しく理解し認知してもらうことから検討する。その際、家族のケアやお手伝い自体が悪いこと、という誤ったメッセージが伝わらないように留意する。

問 出張講座や住民向けの講座を開催し、支援方法を学ぶ機会を設けてはどうか。

こども家庭課長

講師や関係機関との調整が必要となるため、その上で実施可否を検討したい。

問 乳児の保育需要に応えるための対策は。

こども福祉課長

令和9年度を目標に、蟹江保育所を乳児専門の保育所とする検討を行っている。

問 ヤングケアラーの社会的認知度向上への取り組みと支援策は。

認知症ケア技法ユマニチュードの普及を

答／認知症サポーター養成講座に追加できるか検討する



問 認知症に関する知識および認知症の方に関する正しい理解を深めるための取り組みと学校教育現場の推進状況は。

介護支援課長

「認知症あんしんガイドブック（認知症ケアパス）」を作成し、啓発活動を行っている。

また、地域の公民館や事業所、サロン、小学校などで認知症サポーター養成講座を開催している。町内の各小学校においては、認知症サポーター養成講座を3年間ですべての小学校にて実施できるよう計画している。今後は、中学校でも実施できるよう教育委員会と調整していきたいと考えている。

問 認知症サポーターの登録者数と活動効果および今後の啓発活動は。

介護支援課長

令和5年度末での登録者数は延べ2,658人。地域包括支援センターの職員や認知症サポーターによるチームオレンジ「かに組」により、認知症の方もそうでない方もサロンや畑活動など一緒に活動できる場をつくっている。

今後も、認知症サポーター養成講座を広く実施することで、認知症サポーターを増やし、認知症の方とそのご家族が安心して地域で生活できるような環境づくりに努めていきたい。

問 意思疎通と信頼関係を構築する「ユマニチュード」のケア技法を取り入れることによる効果は。

介護支援課長

ユマニチュードの技法を取り入れることによって、介護しやすくなれば、介護する人の負担が軽減され、また、適切な介護を行うことによって、状態の維持や改善にもつながるものと認識している。

問 難聴者への対策として、窓口に軟骨伝導イヤホンを導入してはどうか。

介護支援課長

徐々に市町村や金融機関などで導入されていることは承知している。当町でも他の方法と比較しながら導入を検討していきたい。



みよし市ホームページより

9月定例会の鉢花

町の特産である花きを広く知っていただくことを目的として、3月定例会から蟹江町花き部会様ご提供の鉢花を議場へ展示しております。

9月定例会の会期中は、2種類のキクの鉢花を議場に飾りました。



広報研修会に参加しました

下記研修会に広報編集委員が参加しました。どちらも実りある有意義な研修となりました。皆さまへより良い広報紙をお届けできるよう、研修で学んだことを生かしていきます。

東京で開催された研修会では、町村議会広報コンクール全国1位の寄居町議会議員による講義があり、刺激を受けました。



吉野講師より蟹江町の議会だよりの講評をいただきました。

次回の定例会は 12月3日開会予定

3日(火) 開会	17日(火) 一般質問
4日(水) 3日の予備日	18日(水) 17日の予備日
10日(火) 常任委員会	24日(火) 閉会

※議事の都合により日程は変更になる場合があります。

議会放映

クローバーテレビによる放映を行います。

○一般質問

(生放映および当日午後7時から再放映)

※放映日から約10日後には、インターネットによる録画映像配信も行います。

こちらの二次元コードから過去の映像配信をご覧になれます。



聴く！議会だより

ボランティアグループ「音ごよみ」の方々のご協力により、音声版の議会だよりを作成しています。音声版議会だよりは、蟹江町図書館での視聴・貸し出しのほか、議会ホームページでも聴くことができます。



議会ホームページ
聴く！議会だより

マチイロ

スマートフォンの無料アプリ「マチイロ」をダウンロードすると、スマートフォンやタブレット端末で「かにえ議会だより」を読むことができます。



マチイロ
マチを好きになるアプリ

編集後記

防災意識が高まる中、住民の皆さまの命と暮らしを守るため行政と議会が一丸となって成すべき対策に全力で取り組んでいます。今後も議会の情報発信とわかりやすい親しみのある紙面にするため、皆さまからの貴重なご意見・ご感想を心よりお待ちしております。(山岸)

議会広報編集委員会

委員長	山岸美登利
副委員長	三浦知将
委員	多田陽子 志治市義
	板倉浩幸 加藤裕子
	富田さとみ



二次元コードからもアクセスできます。

ホームページもCheck!

蟹江町議会

検索

令和6年(2024年)11月1日発行
発行/蟹江町議会 編集/議会広報編集委員会
〒497-8601 愛知県海部郡蟹江町学戸三丁目1番地
TEL(0567)95-1111 FAX(0567)95-1525
URL: <https://www.town.kanie.aichi.jp/site/gikai/>